

輝くはくい感染症対策支援給付金給付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、変異を続ける新型コロナウイルス感染に対し、市中での感染拡大を防止するため、輝くはくい感染症対策支援給付金（以下、「給付金」という。）を給付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務局の設置)

第2条 羽咋市は、前条の目的を達成するため、羽咋市産業建設部商工観光課内に事務局を設置し、給付に必要な事務を行う。

(給付対象経費)

第3条 給付金の対象となる経費は、以下のすべてに該当するものとする。

- (1) 感染予防対策として要した資材及び用具の購入にかかる経費または改修等にかかる経費。ただし、汎用性が高く目的外での使用可能なものを除く。
- (2) 他の補助金、助成金等と重複しない経費
- (3) 令和3年6月14日から12月31日の期間において感染症対策として要した経費で、令和4年1月31日までに支払行為が完了するもの。

(給付対象者)

第4条 給付金の給付を受けることができる者（以下、「給付対象者」という。）は、以下の項目すべてに該当する者とする。

- (1) 羽咋市内に事業所のある法人又は個人事業主で、今後も事業を継続す意思のある者
- (2) 事業に際し、必要な営業許可等を有している者
- (3) 個人事業主においては、申請しようとする事業が2019年もしくは2020年の所得税及び復興特別所得税の確定申告（以下、「確定申告書」という。）における全収入の50%以上となっていること
- (4) その他、特に市長が認める者

(給付金の申請)

第5条 給付金の申請は、令和3年9月1日から令和4年1月31日の期間において、次の各号に掲げる書類によって行わなければならない。

- (1) 給付申請書（様式第1号）
- (2) 支払い証明書類貼付け台紙（様式第1号 別添1）
- (3) 証拠写真貼付け台紙（様式第1号 別添2）
- (4) 誓約書（様式第2号）

2 前項の申請にあたっては、次に掲げる書類等を事務局に提出すること。

- (1) 個人事業主においては第4条第1項第3号に掲げる確定申告書の写しで、受付日が押印されたもの。押印のない場合については、申告年度の所得証明等を併せて提出するほか、電子申告の受付もしくは税理士の署名により代替することができる。なお、代替提出がない場合でも申請は受け付けできるが、確認等に時間を要するほか、給付できない場合がある。
 - (2) 法人においては申請時における前期分の法人税及び地方法人税の申告書（法人税申告書別表一）（以下、「法人税申告書」という。）の写しで、受付日の押印については前号と同様とする。
 - (3) 支払いが証明できるものの写し
 - (4) 1件につき10万円を超える経費については、写真の提出及び用途を記載すること。
 - (5) 申請者が確認できる書類。ただし、法人においては法人番号を記載すること。
 - (6) 事業に必要な営業許可等の写し
 - (7) 申請者名義の通帳の写しで振込口座情報が確認できるもの。
- 3 給付金の申請は郵便物の追跡ができる方法での郵送若しくは電送又は事務局で受付を行う。

（給付金額等）

- 第6条 給付金は15万円を上限として給付する。ただし、同一事業者において複数の事業所を運営する場合は、事業所ごとに給付金の算出をおこなう。
- 2 給付金の額は、第3条に規定する給付対象経費の4分の3以内の額とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。
- 3 給付金の給付は、1回を限度とする。

（誓約事項）

- 第7条 次の各号すべてを誓約したものでなければ、給付金を給付しない。
- (1) 本要綱に定める要件を満たしていること。
 - (2) 事業所名など一部の情報が公表される場合があることへの同意
 - (3) 暴力団排除に関する事項

（審査）

- 第8条 事務局は、第5条に掲げる書類に基づき、給付金の給付の可否について審査する。

（給付の決定）

- 第9条 事務局は、申請を受け付けた日から、30日以内に給付又は不給付を決

定し、給付決定通知書(様式第3号)又は不給付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。ただし、給付決定通知書による通知は、申請額と給付額が異なる場合及び特に必要と申し出があった場合のみとし、それらの場合以外は口座振り込みをもって通知とする。

(給付金の返還請求)

第10条 給付金給付後、給付対象者の請求に不正があったと認められた場合、給付金の一部又は全額を返還するものとし、羽咋市の請求に応じ当該額を返還しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱の施行に関し、定めのないものは別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年9月3日から施行する。
- 2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。